

## (別添4)

### 「業務の概要及び企画書作成事項」の内容について

「業務の概要及び企画書作成事項」は、次の項目立てにより作成する。

#### 1 業務の目的

環境省では、2016（平成28）年3月に政府が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化することを目的として「国立公園満喫プロジェクト」を推進している。

富士箱根伊豆国立公園富士山麓地域（以下「当該地域」という。）においては、「ステップアッププログラム2025」（以下「SUP2025」という。）を策定し、各種取組を進めてきた。

当該地域では、「トレイル（登山道）」を重要な要素として位置付け、自然環境の保護と利用の好循環の実現に向けた取組を推進しており、トレイルの活用は、利用の分散化や滞在時間の延伸といった国立公園利用上の課題の解決に資するものである。

これまで、2023（令和5）年度にはトレイルを活用したネイチャーポジティブなビジネスモデルの構築（別添1）、2024（令和6）年度には東海自然歩道を中心とした地域の資源・価値・ストーリーを体系化したインタープリテーション全体計画（以下「IP全体計画」という。）の策定を行い、その周知及び活用を進めてきたところである。

本業務は、これらの取組を踏まえ、IP全体計画の地域全体への更なる波及・定着及び活用を促進するとともに、トレイルを核としたコンテンツ造成及び人材育成等を通じて、地域の多様な関係者がインタープリターとして主体的に関わる民間主体の体制構築を図り、国立公園としての質の高い自然体験の提供を実現することを目的とする。

加えて、IP全体計画の多言語化や標識ガイドラインの改訂等を通じて、地域資源の適切な伝達と利用を支える基盤の整備を行うとともに、登山道の持続可能な維持管理に関する調査・検討を実施し、利用者負担の導入可能性を含めた今後の施策の方向性を整理する。

さらに、関係者間の連携強化と持続可能な観光地域づくりの進体制の確立を図り、来訪者満足度の向上、地域経済への波及及び環境保全への還元の好循環を実現することを目的とする。

#### 2 業務の骨子

##### (1) IP全体計画の周知・活用

関係者間でIP全体計画の共有・理解を促進し、地域一体での認知・活用定着及び推進体制の構築を図る。

## (2) 協議会の企画・運営

「(仮称) 富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト富士山麓地域協議会」(以下、「協議会」という。)の新体制構築及び関係者間の情報共有と合意形成を図るため、協議会の企画・運営及び資料作成を行う。

## (3) IP 全体計画の更新

新規イラストの作成や多言語化、内容の更新を通じて、IP 全体計画の充実・高度化を図る。

## (4) 標識ガイドラインの更新

協議会での検討を踏まえ、標識ガイドライン及び関連データの見直し・更新を行う。

## (5) 持続可能な登山道維持管理に関する調査

他地域のトレイルランニング大会における先進事例の収集や関係者ヒアリング等を通じて、当該地域での利用者負担を含む登山道の持続可能な維持管理のあり方を検討する。

## (6) SUP2030 (案) の作成

協議会での議論や SUP2025 の評価等を踏まえ、次期計画となる SUP2030 案を作成する。

## 3 履行期限

契約締結の日から 2027 (令和 9) 年 3 月 30 日 (火) まで

## 4 成果物

紙媒体：報告書 6 部 (A 4 版 200 頁程度)

電子媒体：報告書、IP 全体計画、動画データ及び業務上発生する調査結果等の電子データを収納した DVD-R 4 式

\* 報告書等 (業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。) 及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：関東地方環境事務所富士五湖管理官事務所

## 5 その他 (主な業務内容)

### (1) 業務実施計画書等の作成及び提出

契約後速やかに業務実施計画書、及び業務工程表を作成の上、環境省担当官 (以下「担当官」という。) に提出すること。

### (2) 会議の企画・運営と資料作成

協議会の企画及び運営、資料作成を事務局として行うこと。詳細については担当官及び地域関係者との調整を経て確定すること。

## イ) 会議の企画

協議会について下記を踏まえて企画をすること。なお、協議会については現協議会を再編する予定であり、再編にあたり、SUP2025 の評価・検証結果を踏まえ、メンバー間での課題や目的・方向性の共有及び協議会として実施すべき取組の検討に重点を置き、丁寧に議論の上、進めることに留意すること。また、主要な議論の場は対面とするが、必要に応じ、書面会議やオンラインでの実施も含め検討すること。

- ✓ 総合型から課題解決型協議会への変更
- ✓ 協議会メンバーの改編
- ✓ 協議会の目的や方向性のメンバー間での共有
- ✓ 協議会として実施すべき取組
- ✓ 標識ガイドラインの更新
- ✓ 登山道の持続可能な維持管理、利用者負担について
- ✓ (仮称) SUP2030 の策定

## ロ) 資料の作成

会議資料を担当官の指示のもと作成し、担当官の確認を得た上で、それぞれの構成員に対して郵送又は電子メールで送付する。

## ハ) 会議の案内

構成員の連絡先等について最新の名簿を取りまとめる。協議の実施及び議題について構成員に通知し、参加状況を取りまとめて出欠者リストを作成する。なお、名簿記載事項は個人情報であるため、取扱いには十分注意すること。

## ニ) 会議の準備と開催

会議は原則として対面によるものとするが、対面での参加が困難な参加者の為に、ハイブリッドでの開催とすること。開催は3回程度の実施とする。開催にあたっては、日程調整を行うとともに、インターネット環境等の必要な設備を備えた会場を用意すること。会場は富士山麓地域で参加予定者数を踏まえた適切な規模の施設を選定し、担当官と調整の上、会議会場の確保と準備、会場現場の管理、オンライン会議に関わる必要なテスト、設定、調整を行う。また、会議の参加者に、印刷した資料を人数分用意（35部、A4版・50頁程度を想定）し、必要に応じて、当日の進行・説明も併せて行うこと。

## ホ) 議事録及び議事概要の作成・とりまとめ

協議の議事録（参加者の意見を記録したもの）及び議事概要の案を会議終了後10日以内に作成し、担当官に提出する。担当官の確認を得た上で、参加者への確認を行い、最終的な取りまとめをした上で資料として作成する。

## (3) IP 全体計画の更新

IP 全体計画の修正・追加・更新を行うこと。

### イ) イラストの作成

以下についてイラストを作成すること。なお、デザインは統一感を維持するため、2024（令和6）年度と同一デザイナーによるものとする。

#### ① 新規イラストの作成

2025（令和7）年度に新たに追加された縄文時代のストーリー（別添3）のイラストを作成すること。イラストの構成要素については担当官と協議の上、決定すること。

## ② 既存イラストの修正

ロ) の作成にあたり、既存イラストに含まれている日本語について英訳し、イラスト上の文字を修正すること。なお、英訳時は必要に応じて、日本語をそのまま直訳するのではなく、日本についての知識がない者が理解できるよう外国人目線で分かりやすい内容となるよう必要に応じて補足や意識をし、ネイティブチェックを実施すること。また、地名については「富士五湖地域の地名表記ガイドライン」（富士五湖観光連盟）に準拠すること。

### ロ) IP 全体計画の英語版の作成

担当官より別途提供される英文を使用し、日本語版に準じたレイアウト・編集デザインの上、IP 全体計画の英語版を作成すること。

### ハ) IP 全体計画の更新

本業務を通じて挙げた意見や新たな資源等について、IP 全体計画の修正・追加・更新を行うこと。IP 全体計画が活用しやすくなることに留意すること。なお、詳細は担当官と協議の上、決定すること。

## (4) 標識ガイドラインの更新

策定済みの「富士山麓地域における標識総合ガイドライン」について、協議会での議論・検討を受け更新すること。また、今後、各登山道の管理者が整備する際の元となる標識デザイン（「自然公園等施設技術指針公共標識（サイン類）」掲載の3タイプ5種類）のデータフォーマットについて、2024（令和6）年度作成済のデータ（PDF形式及び Illustrator 形式）をガイドラインに合わせて更新すること。なお、作成済データについては担当官より提供する。

## (5) 持続可能な登山道維持管理に関する調査

持続可能な登山道維持管理を進めるに当たり以下を実施すること。

### イ) 事例収集

全国で実施されているトレイルランニング大会やトライアスロン大会等において、富士山麓の大会で参考となり得る以下のような取組を実施している事例を収集すること。なお、収集した情報については協議会等の資料として使用できるようわかりやすく整理すること。

<取組>

- 参加費の一部に登山道整備や環境保全のための金額が含まれている
- 登山道整備や環境保全のために任意で寄付できる仕組みがある
- 登山道整備や環境保全の活動に参加できる仕組みがある
- その他、利用者負担の参考となり得る取組を実施している大会

### ロ) ヒアリング実施

トレイルランニング大会の主催者等を対象にヒアリングを実施する。ヒアリング

は、基本的にオンラインで行うこととし、ヒアリング時には担当官も同席する。下記の対象者・対象機関をヒアリング対象とし、ヒアリング対象者には1人1時間当たり7,000円の謝金を支払うこととし1人/団体につき合計1時間を想定する。なお、ヒアリング対象については担当官と協議の上、決定すること。

- 対象者・対象機関

- ✓ イ) で収集した既に利用者負担を実施済の大会主催者（2者）
- ✓ 富士山麓の大会主催者（2者）
- ✓ 富士吉田市及び富士河口湖町

#### ハ) アンケートの集計・分析

担当官から提供される富士山麓で実施されているトレイルランニング大会参加者等を対象としたアンケート結果について、集計・分析の上、協議会等の資料として使用できるようわかりやすく作成すること。

#### ニ) 利用者負担導入に向けての考察・課題

イ～ハ) や他地域の事例、「国立公園における利用者負担制度導入のためのガイドライン\*」を参考に、富士山麓地域において今後利用者負担を導入するにあたっての考察や課題を整理すること。

\*国立公園における利用者負担制度導入のためのガイドライン

[https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/pdf/fee\\_system\\_guidelines.pdf](https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/pdf/fee_system_guidelines.pdf)

#### ホ) 適正な維持管理についての整理・考察

「令和7年度富士箱根伊豆国立公園富士山麓トレイルを活用した感動体験創出業務」で整理された富士山麓の登山道の維持管理状況や維持管理主体へのヒアリング等を踏まえ、適正な維持管理費用・内容等について整理、考察すること。なお、ヒアリングは、基本的にオンラインで行うこととし、ヒアリング時には担当官も同席する。下記の機関をヒアリング対象とし、1人/1団体1時間当たり7,000円の謝金を支払うこととし1人/団体につき合計1.5時間を想定する。なお、ヒアリング対象については担当官と協議の上、決定すること。整理・考察した内容については、協議会等の資料として使用できるようわかりやすく作成すること。

- ヒアリング対象機関：実際の登山道維持管理・補修を担っている団体（3者）

#### (6) (仮称)「富士箱根伊豆国立公園(富士山麓エリア)ステップアッププログラム2030(案)」の作成

次期計画である「(仮称)富士箱根伊豆国立公園(富士山麓エリア)ステップアッププログラム2030(案)」(以下、「SUP2030」という。)を作成すること。「SUP2030」の作成にあっては、5(5)の各会議等を通じた構成員の意見や「SUP2025」の評価等を踏まえた上で「国立公園満喫プロジェクト2026年以降の取組方針\*」に沿った内容とすること。

\*<https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/pdf/2026/policy2026.pdf>

#### (7) 業務打合せ

担当官との打合せを、業務開始時、報告書作成時に加え、業務進捗状況に応じて月

に1回程度行うものとする。打合せ後は、速やかに打合せ記録簿等（いずれも様式不問）を作成し、担当官の確認をとること。業務実施中は、打合せ以外に担当官と綿密な連絡を取り、進捗を報告すること。

## (8) 報告書の作成

業務の内容を取りまとめ、報告書を作成する。報告書はくるみ製本とし、その表紙及び奥付には、事業名、報告書作成年月、及び受託者名を記載するとともに、環境省請負業務であることを明記し、背表紙にも事業名等を記載すること。また、報告書全体の案は、業務履行期限の14日以上前に担当官に提出し、担当官に提出し、内容の確認を受け、担当官が修正を指示した場合にはそれ応じて修正すること。

## (9) 過去の報告書、会議資料等

企画書を作成にするにあたり、希望者は必要に応じて「令和3年度富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト推進業務」、「令和4・5年度富士箱根伊豆国立公園富士山麓地域適正利用推進体制検討業務」、「令和6・7年度富士箱根伊豆国立公園富士山麓トレイルを活用した感動体験創出業務」、「令和6年度富士箱根伊豆国立公園富士山麓地域標識類デザイン等検討業務」、「令和6年度国立公園満喫プロジェクト推進業務」、「令和7年度富士箱根伊豆国立公園ネイチャーポジティブなツーリズムコンテンツ造成検討業務」、「令和7年度富士箱根伊豆国立公園東海自然歩道プロモーション検討業務」に係る資料を所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。  
連絡先：関東地方環境事務所国立公園課 平井（TEL:048-600-0816）

### 【その他 参考】

- ・富士箱根伊豆国立公園 SUP2025  
(<https://www.env.go.jp/park/content/000223012.pdf>)
- ・富士箱根伊豆国立公園 SUP2025 アクションプラン  
(<https://www.env.go.jp/park/content/000223016.pdf>)
- ・YAMANAKAKO TRAIL STORY  
(<https://www.env.go.jp/park/content/000223029.pdf>)
- ・富士山麓を「歩く旅」をもっと楽しむ STORY (IP 全体計画)  
(<https://www.env.go.jp/park/content/000305186.pdf>)

## 6 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

### (1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、富士山麓地域における保護及び利用上の課題、適正利用推進のために必要な条件を別紙様式Aに従い記述すること。

## (2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

2業務の骨子(1)に記述したIP全体計画の周知・活用について、有識者等も含め具体的に提案すること。関係者がIP全体計画の意義を理解し、活用できるものとなるために、参考となる他地域事例等も含めること。

### ① IP全体計画の周知・活用

当該地域において自治体、観光事業者、学校、地域住民等の多様な関係者(以下「関係者」という。)が地域全体でIP全体計画を活用し、同じ価値・ストーリーを共有し伝えていくことが、シビックプライドの醸成や来訪者への上質な滞在・体験のために重要である。そのために必要と考えられる業務を具体的に提案すること。なお、2025(令和7)年度を取組との連続性を保ち、既に関わっている関係者向けの更なる取組とともに、新たな関係者の巻き込みも考慮すること。以下は取組の例であるが、これらを組み合わせる等、効果的かつ具体的な方法を提案すること。

#### ● IP全体計画の周知

関係者(特に宿泊事業者等、普及が効果的と考えられる業種を中心とし)を対象にIP全体計画を広く周知する。

#### ● IP全体計画の理解

関係者がIP全体計画やインタープリテーションについて理解し、今後自ら活用する方法をイメージできる機会を設ける。

#### ● IP全体計画を使った地域資源への理解促進

関係者がIP全体計画に含まれる資源について実際に理解を深める機会を設ける。

#### ● IP全体計画を活用する人材育成

IP全体計画を活用したインタープリテーションに携わる人材を育成する。

#### ● IP全体計画の推進体制の構築

2025(令和7)年度に検討されたIP全体計画およびトレイルの活用を推進するための体制(別添2)への移行。

## (3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

## (4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

## (5) 業務実績

過去5年間における国内観光地の適正利用に関する業務、IP全体計画関連業務、国立公園内の登山道の維持管理に関する調査又は検討業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

## (6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

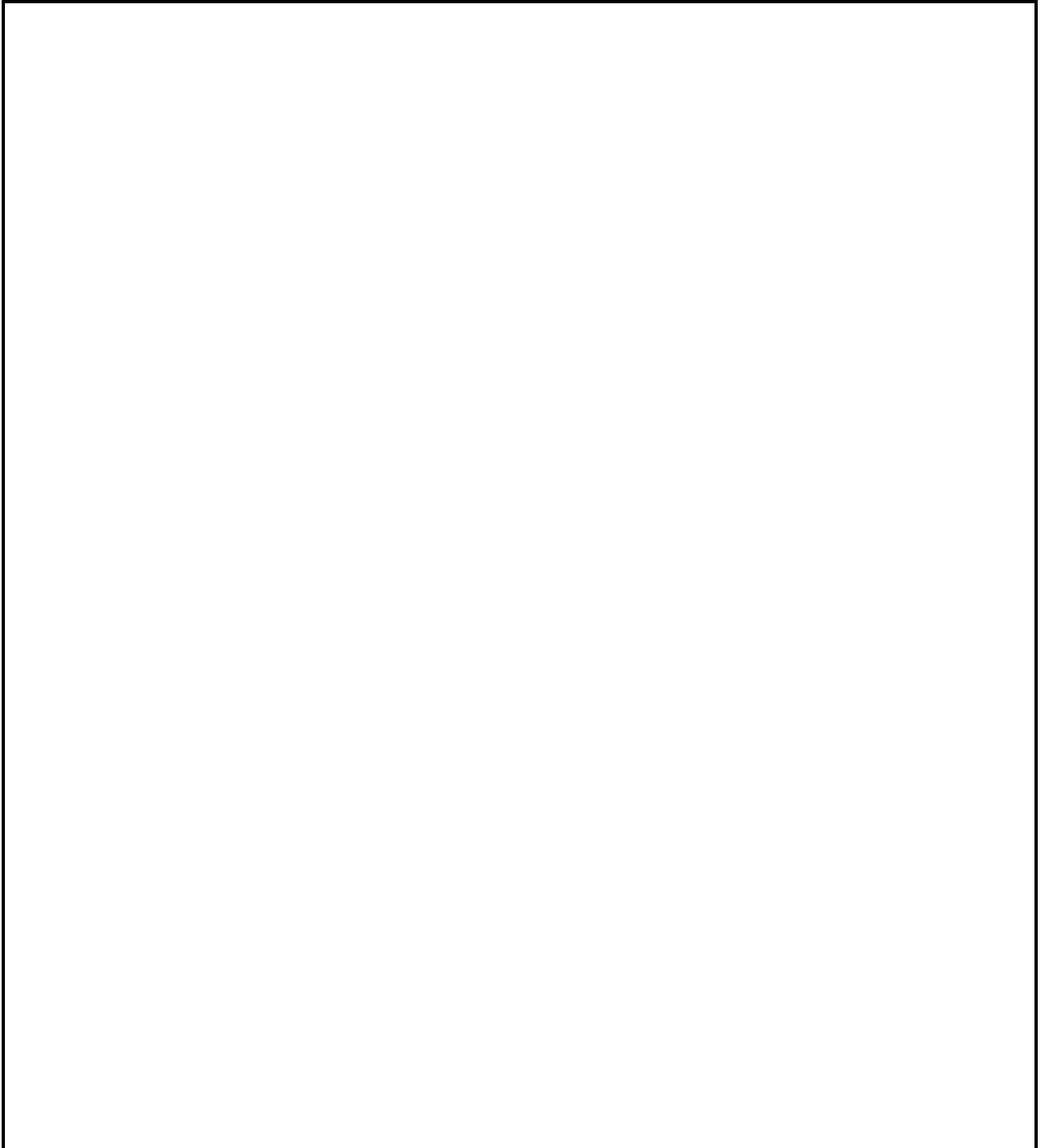
又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

#### **(7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況**

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

### 業務に対する理解度

富士山麓地域における保護及び利用上の課題、適正利用推進のために必要な条件をご提案ください。



(※) 本様式はA 4版 2枚以内とする。

## 業務の実施方法等の提案

### 1. 業務の骨子（1）の実施内容

IP 全体計画の周知・活用について具体的に提案してください。

注 本様式は全項目合計でA 4版4枚以内に記載すること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA4版1枚に記載すること。

## 業務実施体制 (配置予定管理技術者)

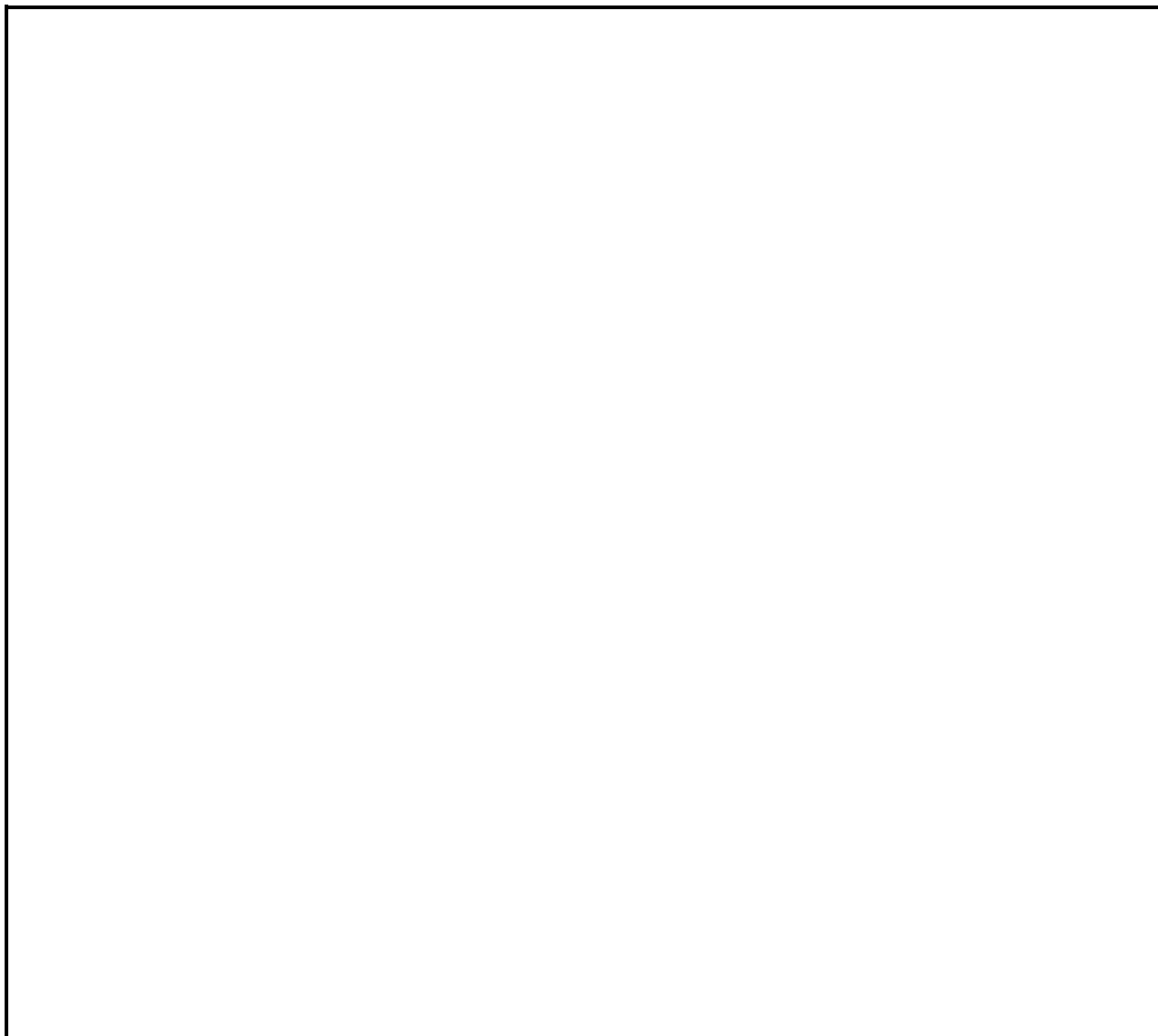
管理技術者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数 (うち本業務の類似業務の従事年数) 年 (                      年)	
学歴 (卒業年次/学校種別/専攻)			
従事技術分野の経歴 (直近の順に記入)			
1)		年 月～ 年 月 ( 年 ヶ月)	
2)		年 月～ 年 月 ( 年 ヶ月)	
3)		年 月～ 年 月 ( 年 ヶ月)	
主な手持ち業務の状況 (手持ち業務の総数: 年 月 日現在 件)			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格 (技術士など)			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去5年間における国内観光地の適正利用に関する業務、IP全体計画関連業務、国立公園内の登山道の維持管理に関する調査又は検討業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

### 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称：

(認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

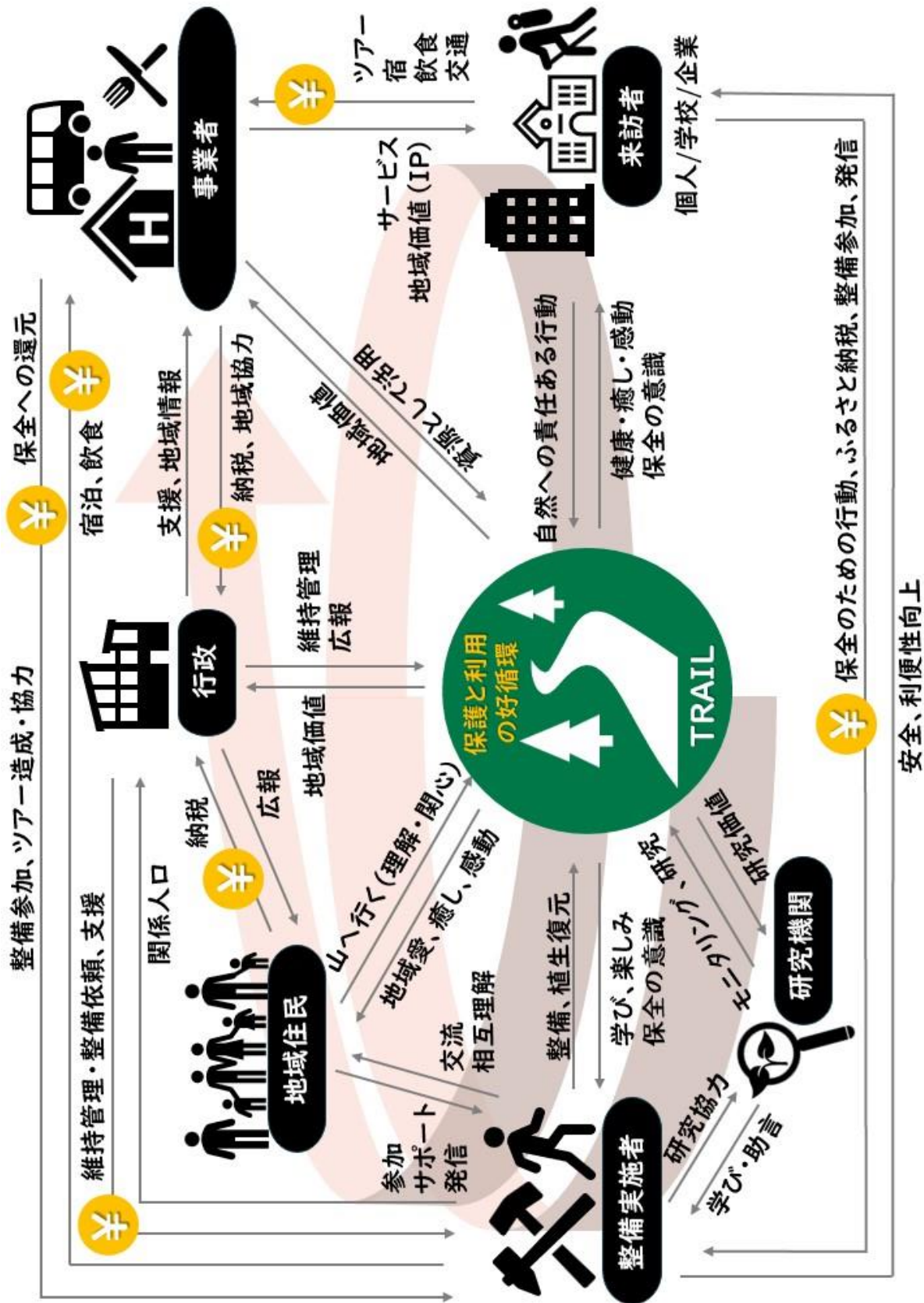
注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

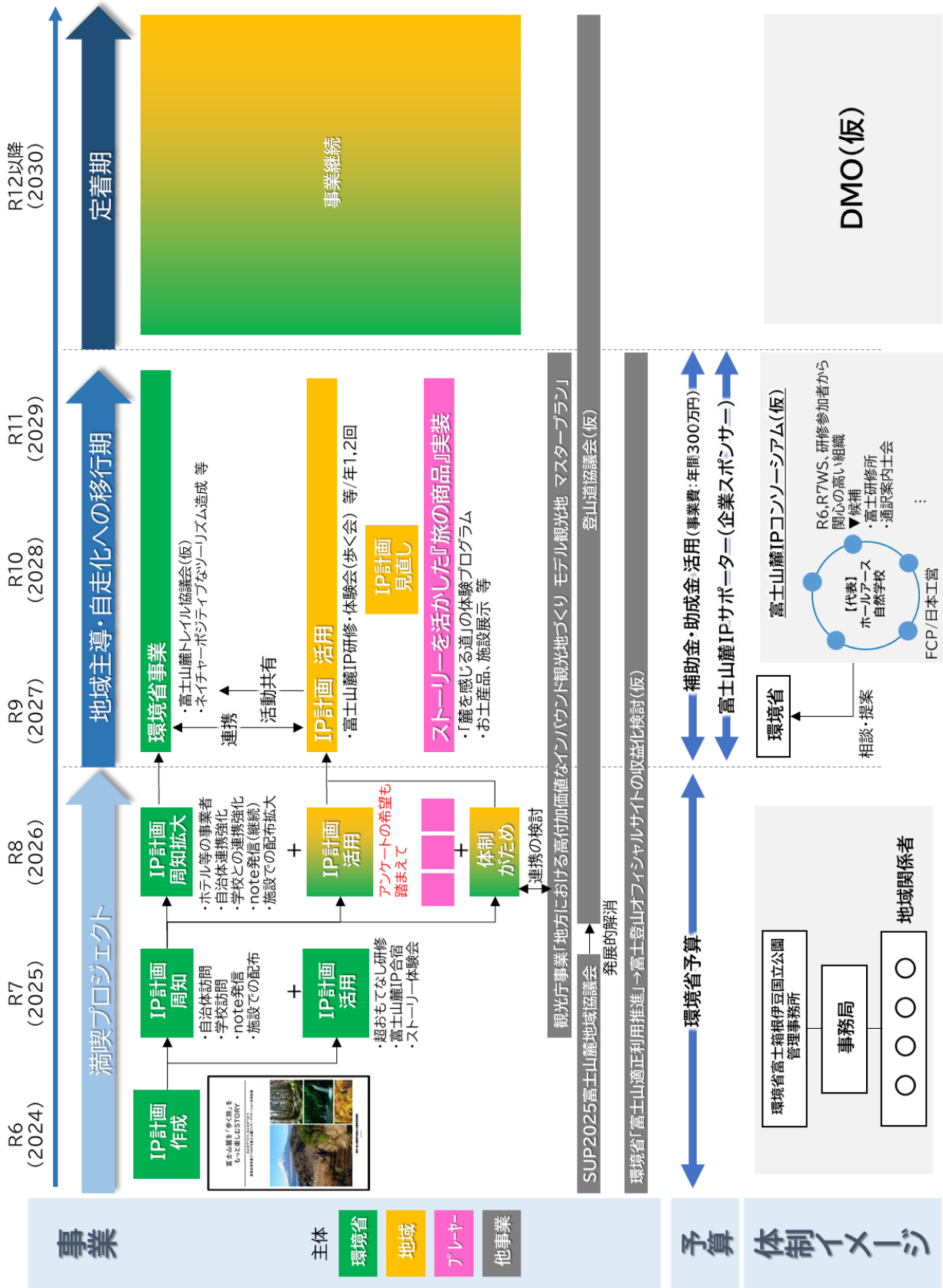
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階： ) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日 )

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出したものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和7年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第4項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。



安全、利便性向上



## 2-5

富士山麓ならではの価値-2:富士山と信仰、人々の暮らし

### 縄文人と富士山

**縄文人は、  
火山活動が活発で荒々しい姿をしていた富士山と、  
1万年以上にわたって向き合い続けてきた。**

約 17,000 年前から現在まで続く新富士火山の活動は、縄文時代(約 16,000 年前~2,500 年前)とほぼ重なります。約 2 万年前の氷河期が終わり、気候が温暖になると、人々は水と豊かな森がある富士山の麓に集まり、山地のなだらかな斜面や溶岩に覆われていない場所で定住を始めました。

しかし、縄文時代は富士山が最も盛んに噴火をしていた時代で、25~50 年に一度は噴火が起きていたと考えられています。縄文人はそのたびに避難し、十数年から数十年の年月が過ぎて自然が落ち着くと、再び同じ場所へ戻って暮らすサイクルを繰り返していました。縄文人は自然の恵みである動物や植物を食料としていたため、長い年月をかけて自然が元に戻るのを待ったのです。

噴火を繰り返す富士山の麓で続いたこの生き方は、自然環境を人の力で変えるのではなく、その回復力を信じて待った縄文人の自然との向き合い方でした。対照的に、現代では自然の力だけでは回復できない状態にまで環境が変化しています。自然の回復力に委ねた縄文人の生き方は、火山である富士山との向き合い方を、今を生きる私たちに問いかけているようです。